

国土建推第9号  
令和元年7月8日

(一社)全国クレーン建設業協会会長 殿

国土交通省土地・建設産業局建設業課長



消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守について

平成24年8月に成立した「社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律」(平成24年法律第68号)等において、消費税率(地方消費税率を含む。以下同じ。)が令和元年10月1日に8%から10%に引き上げられることが規定されている。

消費税(地方消費税を含む。以下同じ。)は、価格への転嫁を通じて最終的に消費者が負担する税だが、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保する観点から、「消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法」(平成25年法律第41号)(以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。)が制定されている(平成25年10月1日施行)。

消費税転嫁対策特別措置法では、消費税の円滑かつ適正な転嫁を確保することを目的として、消費税の転嫁拒否等の行為の是正に関する特別措置、消費税の転嫁を阻害する表示の是正に関する特別措置等を規定するとともに、公正取引委員会は、消費税率引上げに際し、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年法律第54号)及び「下請代金支払遅延等防止法」(昭和31年法律第120号)上、どのような行為が問題となるかについて、「消費税の転嫁を阻害する行為等に関する消費税転嫁対策特別措置法、独占禁止法及び下請法上の考え方」(平成25年9月10日。以下「消費税転嫁拒否等ガイドライン」という。)において具体的に示している。

一方、国土交通省では、建設業の取引について元請負人と下請負人との対等な関係の構築及び公正かつ透明な取引の実現を図ることを目的として、建設業法(昭和24年法律第100号)上、どのような行為が違反行為等になるかについて、「建設業法令遵守ガイドライン」(平成24年7月)において具体的に示している(「消費税転嫁拒否等ガイドライン」及び「建設業法令遵守ガイドライン」を踏まえた留意事項について別添1を参照されたい)。

貴会におかれては、「消費税転嫁拒否等ガイドライン」及び「建設業法令遵守ガイドライン」の趣旨及び内容を了知の上、傘下の建設業者等に対し、消費税転嫁に当たって「消費税転嫁対策特別措置法」及び「建設業法」を遵守するよう周知徹底をお願いする。

併せて、消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談については、政府共通の窓口の「消費税価格転嫁等総合相談センター」、国土交通省が各地方整備局等に建設業法令違反通報窓口として設置する「駆け込みホットライン」及び地方公共団体が設置する相談窓口を活用するよう周知をお願いする(別添2参照)。

なお、別添3から5のとおり、経済産業省、公正取引委員会、消費者庁及び国土交通省土地・建設産業局不動産課長から関係団体に対し、別途通知されているので参考まで通知する。

# ○消費税率引上げに伴う消費税転嫁対策及び建設業法の遵守について



国土交通省

(令和元年7月8日 国土建推第9号 国土交通省土地・建設産業局建設業課長から建設業団体の長あて)

## 通達の主な背景・内容

- 令和元年5月30日、内閣官房消費税率転嫁等対策推進室から各省庁に対し、消費税率が10%に引上げられるため、消費税転嫁対策特別措置法を遵守するよう所管業界に対し、指導通知を发出するよう要請があったところ
- そのため、国土交通省においては建設業団体等に対し、主に次の2点を要請
  - ・傘下の建設業者等に対し、消費税転嫁に当たって「消費税転嫁対策特別措置法」及び「建設業法」を遵守するよう周知徹底を図ること
  - ・消費税の転嫁拒否等の行為に関する相談については、政府全体の相談窓口である「消費税価格転嫁等総合相談センター」、地方整備局等に設置している「駆け込みホットライン」を活用するよう周知すること

### 別添1

▶ 『消費税率の引上げに伴う消費税転嫁対策特別措置法及び建設業法の遵守に関する留意事項』

- 消費税転嫁対策特別措置法第3条において禁止されている消費税の転嫁拒否等の行為
- 消費税転嫁対策特別措置法第8条において禁止されている消費税の転嫁を阻害する表示
- 建設業法違反となる行為

### 別添2

▶ 『消費税率の引上げ及び消費税転嫁対策について』

- 請負契約における消費税のポイント
- 建設産業における転嫁対策
  - ・本通達の発出
  - ・建設業法令遵守推進本部による立入検査を必要に応じ実施
  - ・相談窓口の設置（政府全体・国交省）
  - ・政府の実施する書面調査及び下請取引等実態調査等を通じた書面調査を通じた転嫁状況の実態把握

### 別添3

▶ 『消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について』（公正取引委員会・経済産業省（中小企業庁）

※本年6月末、公正取引委員会・経済産業省（中小企業庁）が、下請法上の親事業者等20万社に対し、消費税の転嫁拒否等の行為を行わないよう求めた要請文書

### 別添4

▶ 『「消費税率の引上げに伴う価格設定について（ガイドライン）」等の周知・広報への御協力のお願い（協力依頼）』

※本年6月末、消費者庁が公正取引協議会等に対し、各協議会等が運用する公正競争規約の参加事業者が価格設定ガイドライン等を周知するよう求めた要請文書

### 別添5

▶ 『消費税率の引上げに伴う消費税の円滑かつ適正な転嫁について』

※本年7月、不動産業課が不動産関係団体に対し、消費税の転嫁拒否等の行為を行うことのないよう周知徹底を図るよう協力を求めた要請文書